

契約締結後の公表

水戸市訪問ふとん乾燥サービス事業業務委託について、次のように地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 水戸市訪問ふとん乾燥サービス事業業務委託
- (2) 契約日 令和 6 年 3 月 22 日
- (3) 契約金額 1 時間あたり 6,820 円/件
- (4) 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市大塚町 1863-169
- (2) 名称 公益財団法人 水戸市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 加倉井 健一

3 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターのため。